

名古屋市教育委員会定例会

令和 6 年 5 月 7 日

午後 3 時00分

教育委員会室

議 事

日程 1 請願審査について（請願第 4 号）

日程 2 令和 6 年度歯科衛生優良校等の表彰について（第 3 号議案）

協議題

日程 3 令和 7 年度使用教科用図書の採択事務について（協議題第 3 号）

出席者

坪 田 知 広 教育長

鎌 田 敏 行 委 員

中 谷 素 之 委 員

山 本 久 美 委 員

水 野 孝 一 委 員

教育次長始め、事務局員12名 ※傍聴者10名

（坪田教育長）

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

本日は議案が 2 件、協議題が 1 件です。

はじめに、議事運営についてお諮りいたします。日程第 2、第 3 号議案「令和 6 年度歯科衛生優良校等の表彰について」につきましても、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項第 4 号の規定に該当するため、非公開にて審議したいと思います。

この場合、傍聴人に配慮し、日程第 3、協議題第 3 号「令和 7 年度使用教科用図書の採択事務について」を先に議題とさせていただき、日程第 1、日程第 3、日程第 2 の順で進めさせていただきたいと思います。

また、会議録につきましても、日程第 2 につきましても、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（坪田教育長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、日程第1「請願審査について」を議題といたします。

審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありました。会議の運営上、5分以内で陳述を許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

それでは、請願第4号の陳述人の方、前の方へお願いいたします。

口頭陳述におきましては、会議の運営上、5分以内で行うようお願いいたします。それでは陳述を始めてください。

【陳述人より口頭陳述が行われた】

(坪田教育長)

以上で、口頭陳述を終了します。陳述人は、席へお戻りください。

陳述が終わりましたので、事務局からの説明をお願いします。

(東海林総務課長)

それでは、請願第4号「2024年度の教科書採択会議等に関する請願」についてご説明させていただきます。請願項目は5点でございます。

1点目は、教科書展示会で市民の方に記入していただく「御意見・感想記入用紙」についてでございます。

教科書展示会は、愛知県教育委員会より展示期間や運営内容について依頼を受けて開設しており、「御意見・感想記入用紙」は愛知県教育委員会が様式を定めております。また、「御意見・感想記入用紙」は愛知県教育委員会の依頼に基づき収集している資料であるため、資料の公開について確認したところ、現時点では、「御意見・感想記入用紙」は情報公開を前提とされていないとのことでしたので、名古屋市教育委員会として公開することはできないと考えております。

2点目は、教科書採択にかかる教育委員会会議を100名が傍聴可能な会場とすることでございます。

教育委員会会議におきまして、多数の傍聴が見込まれる場合は、会議運営に支障のない範囲で、事務局説明員の精選や、できるだけ広い会議室を確保するなどの工夫をして、適正な運用を図ってまいります。

3点目は、傍聴者に調査専門委員会の報告書等の採択関係資料を配付すること、4点目は、採択理由を公開すること、5点目は、会議録を速やかに作成し

公開することでございます。以上3点につきまして、教育委員への配布資料や、採択に係る教育委員会会議の議論の経過や結果が確認できる議事録に関しては、愛知県教育委員会より、採択期間である8月31日まで、公開しないよう指示を受けているため、9月1日以降速やかに公開する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(坪田教育長)

特にご意見もないようです。では、請願第4号の取扱いについてであります。1項目目につきまして、「御意見・感想記入用紙」は、愛知県教育委員会の所管する文書であることから、「不採択」ということでいかがでしょうか。

また、2から5項目目につきましては、適切で円滑な会議を運営し、採択にかかる資料を愛知県教育委員会の指示のもと速やかに公開することを事務局に求め、「ご意見としてうけたまわる」ということでいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、日程第3、協議題第3号「令和7年度使用教科用図書の採択事務について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小島義務教育課長)

「令和7年度使用教科用図書採択事務」について、本日は中学校用教科用図書の調査研究の観点と着眼点等のご提案をいたします。

資料の1ページをご覧ください。こちらは、調査研究の観点を示したものでございます。

まず、調査の会議の名称でございますが、前回会議の際に「名称が似ていて分かりにくい」というご指摘をいただきましたので、「学校調査会」、「調査専門委員会」と改めさせていただきました。

それでは、観点についてご説明いたします。一番右側が愛知県の調査用観点でございます。これを参考にいたしまして、本市においては、一番左側の学校調査会の観点、真ん中の調査専門委員会の観点ともに、上から、「1 学習指導要領との関連」、「2 コンパスぷらん（第4次名古屋市教育振興基本計画）との関連」、以下、「3 内容の選択、程度、構成」、「4 学習の仕方への

支援」、「5 表記・表現及び使用上の便宜等」、「6 印刷・造本等」としてあります。愛知県が二つ目を「あいちの教育の基本理念」としているところを、本市では「コンパスぷらん（第4次名古屋市教育振興基本計画）」との関連といたしました。また、県の観点の一つ加えまして、「学習の仕方への支援」を設定をいたしました。この観点は、一人一台のタブレット端末を活用した学習効果について、どのくらい工夫されているのかを評価するものでございます。

さらに、調査専門委員会においては、「各教科固有の追加調査事項」を各教科三観点設定をいたしました。各教科の専門的知見から、それぞれの教科の特性に応じた追加の調査事項についても研究し、採択のための参考資料を充実させていきたいと考えております。

次に、着眼点についてご説明をいたします。2ページをご覧ください。こちらは、学校調査会で使用する報告書でございます。「観点」の横に「着眼点」を示しております。この「着眼点」は、それぞれの観点をどのような視点で検討すべきかを表したものです。3ページ以降、17ページまでに全ての種目についてお示しをさせていただきました。

全ての種目共通の着眼点として、「2 コンパスぷらんと関連」と「3(1) 内容の選択」の一つ目の、人権の尊重や教育の政治的中立に関する配慮の点、「4 学習の仕方への支援」、「6 印刷・造本等」これらは共通となっております。「1 学習指導要領との関連」など、各教科によって違いがあるものについては、着眼点も異なっております。こちら、愛知県の着眼点を参考に設定をいたしました。

各学校では、この着眼点ごとに右側の評価欄に評価を記入いたします。昨年度の小学校用教科用図書採択の際に、この評価に仕方についてご意見をいただいておりますので、今年度はそれぞれの着眼点ごとに教科書を比較し、最も優れているもの一つに○をつけるようにいたします。そして、各学校の観点ごとの○を集計したものを採択のための資料として提示させていただきたいというふうに考えております。

飛びまして、18ページをご覧ください。調査専門委員会においては、これらの着眼点について、調査研究の結果を文章表記した報告書を作成いたします。評価という欄には、観点ごとに優れている教科書については○をつけることとしております。こちらは絶対評価として、○の数に特に制限は設けません。

24ページをご覧ください。事務局で作成した評価を記入した報告書のイメージを付けさせていただきました。記入例の下線、太字の部分にありますように、不足していると思われる点があれば、その内容も記入するように委員に依頼していきたいというふうに考えております。

恐縮ですが、戻っていただきまして19ページをご覧ください。調査専門委員会が、「各教科固有の追加調査事項」について報告する用紙でございます。こちら文章表記し、優れているものに○をつけます。

次の20ページをご覧ください。「各教科固有の追加調査事項」を一覧にしたものです。こちらは学習指導要領で、各教科において大切にすべきとされていることや、昨今の教育課題、社会情勢等において大切と考える事項を設定いたしました。

参考といたしまして、21ページ以降に昨年度小学校用の採択の際に使用した、学校の調査研究報告書と調査専門委員会の報告書、4年前の中学校用採択の際に使用した「各教科で特に調査を要する事項」を資料として付けさせていただきました。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(鎌田委員)

教科書はいつ頃見ることができるんでしょうか。

(小島義務教育課長)

今、見本本の方が届いておりますので、整理ができ次第、準備ができ次第、またご案内させていただきたいと思います。

(中谷委員)

ご説明ありがとうございました。昨年の採択会議の議論を踏まえて、より名称や内容について分かりやすく、かつ効果的に教科書選定の議論が進むようにというふうなご配慮であるというふうに理解しました。

学校調査会が、確認ですけど、各学校で教科書について、評価・フィードバックいただくもので、調査専門委員会は教科のものですよね。学校調査会の方が観点と着眼点を特に優れている教科書を明瞭にする、そういう意味で一つの欄に○をつけるということで、一方で、調査研究報告書も同様に○をつけるということですよね。調査研究報告書は18ページで先ほど絶対評価で○の数に制限なしというふうにありましたけれども、学校調査会の方が一つ○で、調査研究報告書の方は制限なしと、その根拠というか、どういうふうに棲み分けを考えられたかっていうのを確認改めてできればと思います。

(小島義務教育課長)

先に調査専門委員の方から申し上げますと、各着眼点ごとにそれぞれ専門的な知見から、調査研究した内容を文章で記述いたします。こちらにつきましては、専門的な知見から委員が複数の人数で調査をし、合議で報告書を作成する訳ですが、それぞれの着眼点ごとに評価を、良いものには○をつけ、先ほど申

し上げましたように、少し不足しているなどと思われるところは率直にマイナスの評価を文章記述して、専門的な知見からの評価ということで、参考資料にしていいただければというふうに考えております。

学校のものにつきましては、特に文章記述を一つ一つする訳ではないということがございますが、種目によって、出版社の数が二つのものもあれば、最大で9、10といったものもありますので、昨年度◎と○を付けるというところの評価の仕方について、◎が一つで○はいくつつけてもいいというところがあったものですから、その○が一つだけついているものもあれば、六つや七つついているものもあって、その○の価値が分かりにくいということと、それから2者のものについては、どちらかに◎をつけると、反対側は取りも直さず○になるということで、これも○の価値というものがその種目によって違ってくるのではないかっていうことがございましたので、ついては相対評価になるということにはなりますが、一つ良いものを選んで○をつけるということを110校集計した方が資料として、参考にしていただくのに分かりやすいのではないかと、そういう考えでそのような違いをつけました。以上でございます。

（中谷委員）

分かりました。学校調査会の方はあえて相対的といいますか、一つ選んでいただいて、記述の方はむしろこの会議の場で議論するような記述的な内容を書いていただくと。特に良い場合は○、だから○が無いものもあるということですね。

去年の経験では、かなり各社、丁寧に作り込まれているので、なかなかこの附則のところまで至るかどうかは分かりませんが、なるべく意向としてどういう方向なのかってことは書いていただく方が、やっぱりこう決めなきゃいけないものなので、そういう観点も考えていただくように、ご示唆いただければというふうに思います。

もう一つですが、学校調査会の4番目の観点ですが、学習の仕方への支援で、これはタブレットに限られるんですか。タブレットじゃなくても、教科書が子ども自身が調べ学習がしやすいとか、授業で活用しやすいとかですね、そういうタブレット以外のものは含まないということですか。

（小島義務教育課長）

今回につきましては、より前回四年前に比べますと、一人一台端末を活用しての学習というものが、かなり学校に浸透してきたというふうに考えておりますし、それからQRコードを付けて、そういった端末を活用して視覚的に子ども達が理解できるように学習を進められるようにという工夫も、教科書各社進んでいるというふうに考えておりますので、この四つ目につきましては、タブレット端末を活用するというに限って評価するような観点にしたいという

ふうに考えております。

（中谷委員）

個人的には子どもが教科書だけで勉強しやすいような材料というか、内容というのはすごく大事なことになるので、タブレットもちろんいいですけども、それ以外も含むようにこれだと見えるし、それが望ましいのかなと。

もし、タブレット端末を活用に関する観点なんだということなら、この観名の名称もそのようにした方が誤解がないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

（小島義務教育課長）

確かにご指摘のように、学習の仕方への支援は、この着眼名の一点だけでございますので、見出しとして学習の仕方への支援っていうと他にも色々な要素があるのではないかなというふうに、誤解をされるかなというふうに思いますので、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

（中谷委員）

内容が含まないならそうした方がいいし、含むならそれ等っていうふうに書く方がいいって意味です。

（小島義務教育課長）

はい。どちらかで考えさせていただきます。

（水野委員）

まず、この観名の案のところですけども、中谷委員からのご指摘もあり、学校調査会、調査専門委員会という名称が非常に分かりやすくなったというふうに思います。教科書を採択するプロセスを市民に開こうとする姿勢が感じとれて、非常に好感が持てるものですから、まず、その点は冒頭触れさせていただきたいと思います。

それから、6項目目の観名ですけども、令和6年度の小学校用の観名の4項目目と5項目目、3点そのものの名称は同じですが、着眼名がアレンジされているということですのでよろしいですね。

（小島義務教育課長）

おっしゃるとおりで、整理をさせていただきました。

（水野委員）

今中谷委員からのご指摘にもありましたとおり、4項目目は子ども達に個々

に配布をしているタブレット端末の有効活用という点に特化された項目というふうに思いながら見させていただいたところですが、その点、今後の精査の中でもし変更があれば、もちろんそれはそれで構わないと思うんですが。

そのうえで、個別調査事項、20ページですね。「各教科固有の追加調査事項」という項目ですけど、それぞれに非常に丁寧に言葉を、キーワードを選んでいただいているという印象です。学習指導要領ですとか、コンパスぷらんと対照させながら、丁寧に見比べていったんですが、非常に名古屋市としての意志や決意が感じ取れるものだなというふうに思いながら読ませていただいたんですが、特に数学と理科のこの3項目目にあるコンピューター、情報通信ネットワークっていうところは、先ほどの観点の4項目目とは違う意味だというふうに捉えまして、特に数学科の解説には、非常に細かくコンピューター、情報通信ネットワークに関する記述があったように思うんですが、それらの機器を各教具として活用しながら、コンピューターやいわゆるインターネットといえますか、通信ネットワークを活用するという意味合いだと捉えたんですが、この二つは大きな違いがある項目と捉えてよろしいのでしょうか。

（小島義務教育課長）

先ほど中谷委員のご質問にお答えさせていただいた、ICTの活用というところと若干似ているような印象があるかなというふうに思います。

この教科の固有の追加事項の方のコンピューター、情報通信ネットワークの適切な活用につきましては、水野委員おっしゃっていただいたとおり、学習指導要領の中にこれが大切というふうに記載をされておりまして、例えば数学で申し上げますと、各教科の指導にあたっては必要に応じ、そろばんや電卓、コンピューター、情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用し、学習の効果を高めることというふうに記されております。とりわけ、観察や操作、実験、そういったものが必要になってくる数学、理科におきましては、1つはタブレット端末を道具として、生徒が活用して学習できるか、QRコードの活用などについて、そういう観点で見ていただく。先ほどの共通の調査項目のところで、こちらの教科固有のところにつきましては、取り立てて理科と数学においては、そういった観察や操作、実験等について、情報を自ら収集したりですとか、他者とのコミュニケーションを図ったりする際に、そういった情報通信ネットワークを活用するということが大事だというふうにされていることから、若干重なるところはあるかなというふうに思いますけども、固有の方にもこういった項目を設けさせていただいたということございます。

（水野委員）

観点4項目目の方は、むしろQRコードからの動画コンテンツの参照などなのかなというふうに捉えるんですけども。私もちょっとQRコード以外にどう

タブレットを活用するのかあまり想像がつかないんですが、恐らくそういうことかなというふうに想像しました。

例えば、数学科の解説の方には、具体的に細かく書かれていましたけれども、データの活用ですとか、作図ですとか、統計ですとか、具体的にどう図形を動かすとか、そういった具体的に活用していく、その後の項目に体験を伴う学習という項もあったと思うんですけど、そういうところに連動してくるイメージなのかなというふうに想像しました。非常に理解がしやすかったんですけども、そうしたときに、数学と理科のこの3項目目が単にQRコードから動画コンテンツに飛ぶだけみたいな印象を受けてしまうのがちょっと残念だなんて気がしまして、そこが一つ気になったところです。とは言いながらも、学習指導要領にこういう表現がありましたし、これ以上に良い言い回しはないように思うので、先生方がこちらを評価される際に、単にその動画コンテンツ、QRコードから参照するものじゃないんだというところが、明確に分かるとより良いのかなというふうに思いました。

それから、道徳の部分です。これも特にいじめ、命の尊さというキーワードが含まれておりまして、子ども達とともに考えていきたいという、名古屋市としての強い意志を感じるころだなどと思いながら読ませていただいたんですが、この2項目目に「考え、議論する道徳」というキーワードが出てきます。これは、学習指導要領に明確に謳われておりますし、恐らく道徳科の本質でもあろうというふうに思うんですけども、ただ、私個人的に受けとめる印象としては、議論という言葉の持つ意味が、言葉を闘わせる、討論に近いような、そして、何か一つの方向に収斂をしていくっていうようなイメージを持っているので、もちろん学習指導要領には、このキーワード考える道徳、討論する道徳ってキーワードが出てきますので、これはよく分かるんですが、ただ、こちらの本には、「議論」というキーワードは出てこない。基本的に、「対話」というキーワードになっているのが、私は非常に印象的で、むしろ名古屋のコンパスぷらんの考え方の方に共感が持てると思ったんです。改めて学習指導要領に議論というキーワードがありますので、あえてここで、そのキーワードを外すことはしなくてもいいと思うんですけども、ただ、名古屋として、今まで議論という学習指導に謳われている中においても、名古屋市としては、「対話」という環境を重視されてきたところからして、皆さま方の思いがどこらへんにあるのかなというところを伺いたいと思いました。いかがでしょう。

(小島義務教育課長)

この「考え、議論する道徳」という言葉につきましては、道徳が以前教科ではなかった頃から、特別な教科道徳ということで誕生した際に、授業の質的転換を求められ、これがいわばキャッチフレーズ的に国の方でも使われたということで、根本の考え方としては私たちも大切にしていきたいというふうに思っ

ております。それは一つに収束するというのではなくて、多様な価値観を子ども達同士が共有する中で、自分の価値について、考えを深めていくということで、重要なことだと思います。

ただ一方で、今水野委員からご指摘いただきましたように、その間名古屋の学びの考えもどんどん進化をしております、今で言う本当に「対話」という言葉がふさわしいところもあるかと思います。

こちらにつきましては、この議論とする言葉はそのまま使わせていただきながらも、この調査専門委員会の方には、これからコンパスの学びの中で大切にすると、ところを十分に踏まえて、ということと、専門的な立場の委員が集まっていますので、道徳でどういう話し合いって、いうものがふさわしいかということは理解しているとは思いますが、そこにさらに加えて今お話いただきましたような、子ども達が本当に一つの答えを求めていくのではなくて、それぞれが思っていることを自由に活発に話し合いながら、自分たちの価値を深めていく、考えていくというようなことを依頼の中で伝えていくということではないでしょうか。

（水野委員）

ありがとうございます。ただ一方で、この選定のプロセスは市民に開かれるものでありまして、すなわち、教育委員会としてのメッセージでもあると思うんですね。子ども達にどのようなメッセージを届けたいのかということにもなってくると思うんですが、コンパスにもあえて「対話」という言葉を多用され、あえて「議論」という言葉を、あえて使っていない中において、名古屋独自の追加調査項目としてどういうキーワードを選んでいくのか。もちろん、学習指導要領にある言葉を使うことがノーという訳ではないですが、名古屋としての意思だと思いますので、特に道徳科というのは様々な課題、具体的な問題を乗り越えるための大切なところだと思うものですから、一つぜひ今後ともご検討いただければと思います。

そうしたときに、先ほども道徳的価値という話があったと思うんですけども、道徳の1項目目の価値が変わらない題材っていうところが、複数の道徳的価値が対立するその中において、何か一つの価値、何を優先するのかということ判断を迫られながらも、一つの価値を見つけ出していくっていうところが、恐らく実社会においてはああると思うんです。多様な価値、道徳的価値というのは、様々にあって、時に対立するものであるということだと思うんですね。ここにある価値が変わらない題材っていうのは、こういったメッセージなのか教えてください。

（小島義務教育課長）

ここで申します価値が変わらない題材といいますのが、あまり具体的な説明

をしてしまうと特定の教科書の具体的な内容に触れるといけませんので、ちょっと若干抽象的な話になって恐縮でございますが、例えば、題材の中で人物が扱われているような場合に、その方が歴史上の人物だったり、またはフィクションで、その物語の中で設定された人物の場合には、その価値、例えば友情とか努力とか、正義とか、そういったものの価値は、特定されてその題材が作られるような工夫を教科書を作る際にされているんじゃないかなというふうに思います。

ただ、現在実在している人物について、例えば一つの価値でその物語だったとか、伝記的といったものを設定した場合に、子ども達が使っている間に、実在している今生存している人物ですので、何かその方に人生に変化が生じると価値が変わってくるということも可能性としてはないということがあります。

あと、一人の人物について、側面、見方を変えると、いやこの価値じゃなくてこっちの価値じゃないかということで、その価値が揺らぐようなことがない、確定したような価値で題材が作られていることが望ましいというふうに考えますので、そういった意味での価値が変わらない題材ということで考えております。

（水野委員）

道徳科における価値というのは、道徳的価値という言葉に恐らく収まっていこうと思うんですけども、この言葉を見た市民がどのように受けとめるのかというところも非常に重要なところかなと思うので、私も随分学習指導要領、見比べながら悩みながら見たんですけど、ちょっと分からなかったもので、言葉を付け足すなどして、補足する必要があるれば、ご検討いただきたいなと思います。

もう1点よろしいですか。数学の2項目目に「指導」という言葉が出てくるのですが、先生目線だよなというふうに思ったんです。教科書を使うのは、あくまで子どもであり、先生ではない。もちろん先生もそれを基に指導、教えるんですけども、主語の置き方一つだけで、表現だけで大分変わってくるんじゃないかなって気がしたんです。

ここに「数学的な表現を用いて説明」という言葉が出てくるんですけども、それも学習指導要領にも出てくると思うのですが、「数学的な表現を用いて説明し、伝え合うこと」とキーワードが随所に出てくると思います。数学的な表現を用いて説明する、「指導」という言い回しは基本的にないと思うんですが、ここに特別な意味があれば別なんです。例えば、数学的な表現を用いて説明し、伝え合う活動ができるよう工夫されているかみたいな、ちょっと言い方変えるだけで、随分収まりがいいんじゃないかなって感じがしましたので、また必要であればご検討いただければと思います。

(小島義務教育課長)

おっしゃるとおりだと思います。説明するのは生徒でありますので、数学では、言葉の他に図とか表とかグラフとか様々な表現を使って、説明することが大切になってきますので、この言い回しについては、検討させていただきたいと思います。

(水野委員)

ありがとうございます。全体的には本当に非常に言葉を上手に選んでいただいている印象を持っております。ありがとうございます。以上です。

(中谷委員)

水野委員のご意見で、ちょっと気になっているところが重なったのであれなんですが、やっぱり道德のところで、価値が変わらないというのはやっぱり表記として引かかるといいますか。先般、大リーグで活躍されている方の通訳の方が犯罪を犯してっていう、教科書が非常に影響を受けたという話がありましたけれども、これは価値が変わるのかどうかっていうことですが、むしろ価値は上がるのかもしれませんが。おっしゃるのはその内容であると。努力であったり、成長であったり、友情であったりっていうことは分かるので、例えばですね、今指導要領で確認しようかなと思ったんですが、「普遍的な価値」という表現の方が、何々しないというよりは、その価値自体がその普遍的な様相を持つという表現の方が、順接的に受けとめられるというふうに思ったんですが。もし、特段こだわりがなければ、ご検討いただければと思いますがいかがでしょうか。

(鎌田委員)

価値が変わらない、あるいは普遍的な価値の題材ということは非常に良いことだと思うんですが。実際、今回我々が検討する教科書はみんな国の検定通っている訳ですね。何年か前に、前回、この道德の教科書を採択するにあたって、結局あるところの教科書に決まった、1対5で、私反対して、その反対意見通らなかったんですけど、それは「ハゲワシと少女」というピューリッツァー賞を取った写真が出てきて、ケビン・カーターさんは、その3ヶ月後に、ピューリッツァー賞を取ったということは素晴らしいんですけど、その後3ヶ月後に自殺しているんですよね。そういうのを、ちょっと言葉のあれですけど、例えば写真学校の教科書なら良いのかもしれませんが、道德の教科書で果たして良いのか、大変疑問に思いましてですね、私反対したんです。しかし結局、5対1で採択されたんですね。

ですから、なにをもってこの普遍的な価値、あるいは価値が変わらないというふうにするのかというのは、非常に難しいところと言いますかですね、国の

検定機関の方々もいろいろ検討されたんだろうとは思いますが、少なくともあの題材は、道徳の教科書だけでは、もう何がなんでも扱って欲しくないという題材だったと思うんですよね。それを国が許してる訳ですから、私としては本当に非常に疑問に感じたことがありました。単なる意見でありますけれども。

（水野委員）

先ほど数学科の「指導」というキーワードのところをご指摘させていただいたのですが、技術・家庭の1項目目にも「指導」というキーワードが出てきます。これも恐らく、例えば数学の1項目目には、「数学的活動を通した学習が展開されるよう配慮されているか」という言い回しがあるんですけども、この辺りの言い回しをうまく準用をするなどして、子ども目線の表現に変わるというなと思いました。

あと、道徳の三つ目の「いじめ問題」という言葉が出てくるんですけども、これもいじめと命の尊さという名古屋市としての大切な想い、メッセージの発信だと思い、本当に心から共感するところなんですけれども、私がちょっとやっぱり引っかかるのがですね、「いじめ問題」というこの言い方が、どうなのかなと非常に引っかかりまして、一晩二晩考えたんですけども、やっぱり引っかかりまして。学習指導要領を見渡してみますと、やっぱり「いじめ問題」というキーワードが出てこないんですね。文科省のホームページを細かく見ますと、見出し等に「いじめ問題」というキーワードが出てくるんですけども、そのいじめというのは、誰もが被害者に加害者になり得る問題である。そして、平たい問題でもない。その事象を捉えて、いじめ問題と一言に表現するところが果たしていいのかどうかというところ。やっぱりちょっと分からないところがありまして。あえてこのキーワードを選ばれているならば、それはそれだと思ってしまうのですが、むしろいじめというふうに表現された方が良いのではないかなというふうに思ったものですから。想いだけお伝えいたします。

（小島義務教育課長）

ありがとうございます。様々ご意見賜りまして、学びのコンパスの中で、子ども中心の学びということで、教師は伴走ということがありますので、この名古屋として追加で教科固有と言っているところに、「指導」という言葉がどうかというところは、ご指摘ごもっともかなと思いましたので、ここの言い回しですとか、今のいじめのところですか、そういったところ、それから、先ほど価値のところですね。そういったところも、私先ほど言葉そのまま委員の方に解釈がきちんと伝わるようにというふうに申し上げましたけども、委員おっしゃっていただいたとおり、これら世に出るものとして、名古屋のメッセージという捉られ方も、私たちしっかり考えていかなければいけないところか

なというふうに思いますので、文言のところについては、整理をさせていただいて、また修正したものをお送りさせていただいて、確認させていただくということではいかがでしょうか。

(坪田教育長)

ということで、非常に重要なお指摘をいただいたと思いますので、意味はそう変わらなくても、やはり我々として、名古屋市としてのやっぱり表現の仕方とか、そういうものがメッセージになるということでもありますので、そういうところで色々精査させていただく部分があると思いますので、事務局の方でよろしくご検討いただきたいというふうに思います。

それでは、そういうご指摘を踏まえるということを前提に、この協議題第3号「令和6年度使用教科用図書の採択事務について」につきましては、進めてまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

さて、次の日程第2の議事は非公開となりますので、傍聴人の方々はご退席いただければと思います。

日程第2は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後4時10分終了